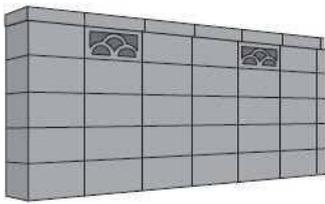




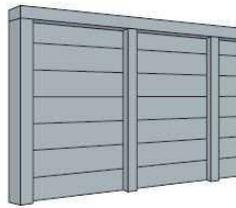
# 道路沿いのコンクリートブロック塀等の 除却を支援します。

大地震や台風などの自然災害による塀の倒壊から人命を守るため、安全性が確認できない道路沿いの塀の除却などを支援します。

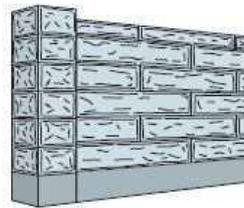
## 助成対象の塀



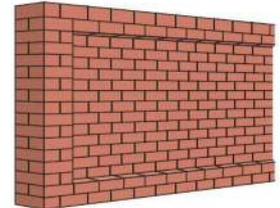
コンクリートブロック塀



万年塀



石積み塀



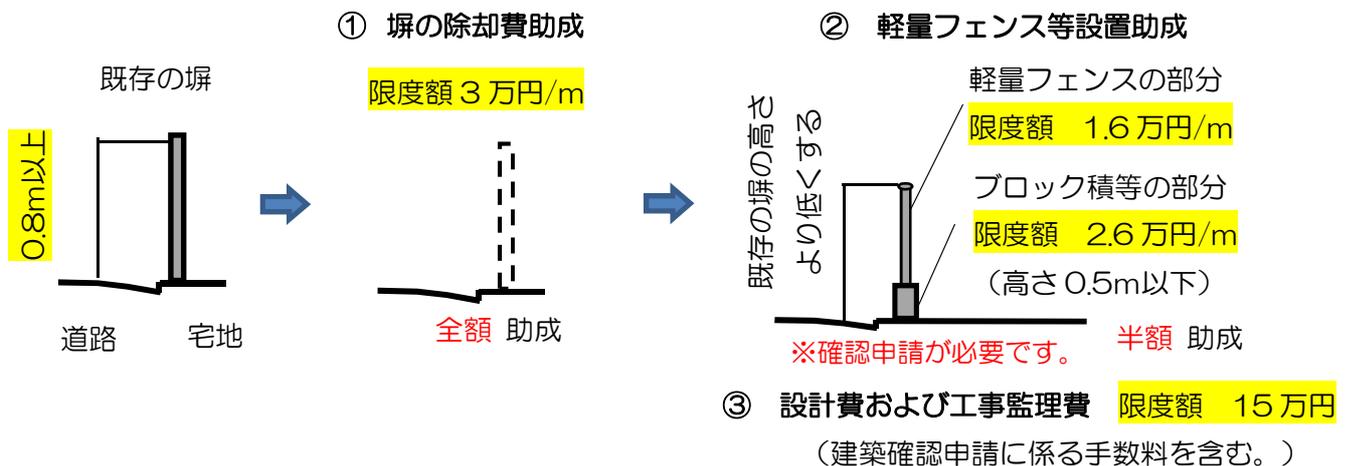
レンガ塀

## 助成内容

### 【助成の対象となる方】

○塀の所有者（宅地建物取引業者で、販売目的の工事は対象となりません。）

### 【助成内容の概要】



### 【注意事項】

※除却については、部分残しおよび補強等は助成対象外となります。

※新設については、確認申請が必要です。また、建築基準法第42条第2項道路に沿った塀を除却し新設する場合は、後退位置に築造することになります。(現状と同じ位置では築造できません。)



問い合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所本庁舎 6階

電話:03-5742-9172 FAX:03-5742-6898

右記QRコードより

区HPにアクセスできます。



# コンクリートブロック塀等安全化支援事業の助成の流れ

## ①事前相談

※塀の写真と地図をお持ち頂くと、スムーズにご案内できます。

### ①事前相談(以下について確認を行います。)

- 塀の所在地、案内図、所有者
- コンクリートブロック塀等の概要(構造種別、高さ、延長など)
- 工事内容(除却のみ or 除却後フェンス設置)
- 工事業業者、工事予定期間
- 他の助成制度の利用の有無

## ②助成申請

### 書類審査

#### 助成可否決定通知

※決定通知書交付後に工事内容を変更しようとする場合は別途、変更承認の申請(第4号様式)が必要となります。

### ②助成申請(以下の書類が必要です)

#### 【共通】

- 申請書(第1号様式)
- 土地の公図の写し(3ヵ月以内に発行されたもの)
- 土地または建物の登記簿謄本(3ヵ月以内に発行されたもの)
- コンクリートブロック塀等の写真
- 工事図面
- 見積書(内訳書を含む)の写し

#### 【申請者が個人の場合】

- 住民票(3ヵ月以内に発行されたもの)

#### 【申請者が法人の場合】

- 履歴全部事項証明書(3ヵ月以内に発行されたもの)

#### 【所有者が複数いる場合】

- 所有者全員の合意が確認できる書類

#### 【区分所有する建築物がある土地での工事の場合】

- 区分所有者の合意による代表者であることを証明する書類の写し
- 工事の施行に関して議決されたことを証明する書類の写し

#### 【申請者が土地の借地権者の場合】

- 借地権を証明する書類
- 土地所有者の同意書の写し

## 工事契約

## ③工事着手届

## 工事完了

## ④助成金交付申請

### 工事完了検査

#### 助成金交付決定通知

## ⑤助成金交付請求

## 助成金交付

### ③工事着手届(以下の書類が必要です)

- 着手届(第3号様式)
- 請負契約書の写し

#### 【軽量フェンス等設置助成を利用する場合】

- 確認済証の写し

### ④助成金交付申請(以下の書類が必要です)

- 交付申請書(第7号様式)
- 工事費用の領収書の写し
- 工事写真

#### 【軽量フェンス等設置助成を利用する場合】

- 検査済証の写し

#### 【消費税仕入控除額がある場合】

- 仕入控除税額確認書(第8号様式)

### ⑤助成金交付請求(以下の書類が必要です)

- 交付請求書(第10号様式)
- 支払金口座振替依頼書